平成２９年（フ）第３４号
山口県宇部市大字西岐波4422番地１大沢県営住宅１棟505号
債務者　住田　千里
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１２１号
静岡市駿河区中島2867番地の２　中島団地Ｓ－31　304号、旧住所静岡市駿河区中島1336番地の１　ヴィアンカ・センリ203号
債務者　長瀬　光夫
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６号
静岡市葵区松富１丁目１番５－406号
債務者　磯村　京子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１５２号
大阪市東住吉区針中野２丁目１番13－701号
債務者　藤田　　香
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５５号
大阪府茨木市南春日丘３丁目１番25号　サングリーン春日丘　103号、前住所大阪府茨木市南春日丘３丁目２番20号
債務者　藤井　真理
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５３号
大阪市港区弁天２丁目１番36号スカイハイツ602号
債務者　石井かなめ
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６０３号
大阪府高槻市登町18番Ｂ８－209号
債務者　小椎尾由美
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００号
静岡県浜松市中区西伊場町15番８号　丸竹マンション207号
債務者　三角　秀典
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
静岡県浜松市中区龍禅寺町534番地県営龍禅寺団地506号
債務者　武田　恵子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
長崎県雲仙市国見町多比良丁2121番地２
債務者　前田安津子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
長崎県南島原市有家町石田2704番地１
債務者　末吉サチコ
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第５７号
三重県松阪市下村町1057番地の３
破産者　桂株式会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第６５号
三重県松阪市駅部田町1359番地３　エステート８　１－Ｈ、開始決定時の住所三重県多気郡大台町新田575番地３
破産者　木下　　進
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１４号
三重県松阪市飯高町森1353番地
破産者　田中　繁男
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１６号
三重県松阪市田原町６番地58
破産者　鈴木　耕次
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１９３４号
札幌市豊平区豊平３条１丁目１番35号
破産者　株式会社ジン
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部